

資料 5

府中市の子育て支援に関する計画について

1 府中市子育て支援計画

府中市では、平成 6 年度に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」や平成 9 年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン 少子社会への対応のために」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成 10 年度から平成 14 年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画（ひとみ輝け！府中子どもプラン）」を策定しました。

また、平成 11 年度に国が策定した「重点的に推進すべき少子社会対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を受けて、平成 15 年度から平成 20 年度を計画期間とした「府中市子育て支援計画」を策定しました。この計画は、今まで個別分野別に策定されていた、高齢、児童、障害等の領域を総合的かつ計画的に推進するため策定された「府中市福祉計画」の分野別計画として策定されたものです。

2 府中市次世代育成支援行動計画

平成 17 年度から施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度から 5 年を 1 期、その後の 5 年を 2 期とする 10 年間の計画とする、国が定める行動計画策定指針に則して策定される「市町村行動計画」として、平成 17 年 3 月に「府中市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

この計画は、「市町村行動計画」として位置付けられるほか、児童福祉法に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を含み、さらに「第 2 次府中市母子保健計画」を含んで策定されています。

3 現在の状況

平成 17 年 3 月に策定された「府中市次世代育成支援行動計画」は、平成 15 年度に策定された「府中市子育て支援計画」と整合性を持ち、国が定める行動計画策定指針に基づいた施策や事業を盛り込んだ計画として策定されており、現在、市の子育て支援に関する施策や事業は、「府中市次世代育成支援行動計画」に基づき実施しております。

このため、「府中市子育て支援計画」の内容は、「府中市次世代育成支援行動計画」に移行した形となっています。

4 福祉計画の改訂にあたって

今回、改訂される福祉計画のうち、子育て分野に関する施策・事業は、今後協議を進めていく後期次世代育成支援行動計画で定めた内容とします。また、福祉計画全体の計画年数と次世代育成支援行動計画では計画策定の時期が異なるため、協議会では、後期次世代育成支援行動計画策定に向けた理念や平成20年度に実施する市民意向調査に関する項目などを、改訂する福祉計画の子育て分野の検討事項としてご協議いただきます。

なお、各市区町村が、前期行動計画を策定する際には、厚生労働省のアンケートの設問や計画内に目標を定めるべき事業（特定事業）を含めることなどの具体的な指示に基づき策定しました。

後期行動計画を策定するにあたり、前期行動計画と同様に厚生労働省からの指示が想定されます。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度で廃止されますが、子育てに関する状況や課題によっては、今後、同法の延長や同様の法律が引き続き制定される可能性もあることから、現在は、国の考え方に基づき、府中市次世代育成支援行動計画が国の動向と一体的な計画であることを堅持していきます。